

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

令和7年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は13,399人である。このうち、当年開始人員は11,499人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は1,877人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が85.8%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が14.0%となっている。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりであり、仮釈放審理及び少年院仮退院審理ともに減少傾向にあったが、少年院仮退院審理は令和6年から増加に転じている。

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別		平成25年	26	27	28	29	30	令和元年
人	総 数	18,981	18,083	17,988	17,059	16,709	15,198	15,093
	仮釈放	15,594	14,967	15,118	14,351	14,289	13,053	13,086
	うち、一部猶予	...	...	...	5	548	1,186	1,287
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,387	3,115	2,870	2,708	2,419	2,145	2,006
	うち、SE・SA対象者	788	695	648	499	407	380	327
	うち、特定少年	...	...	...	...	...	...	...
	少年院退院	-	-	-	-	-	-	1
	少年院退院(特定1号)	...	...	...	...	...	...	...
	婦人補導院仮退院	-	1	-	-	1	-	-
指 数	総 数	100	95	95	90	88	80	80
	仮釈放	100	96	97	92	92	84	84
	少年院仮退院	100	92	85	80	71	63	59
	うち、SE・SA対象者	100	88	82	63	52	48	41

種 別		2	3	4	5	6	7	構成比(%)
人	総 数	13,732	13,584	12,838	12,483	11,927	11,499	100.0
	仮釈放	11,995	12,091	11,523	11,071	10,244	9,694	84.3
	うち、一部猶予	1,226	1,180	952	714	551	498	4.3
	仮出場	-	-	1	-	1	-	-
	少年院仮退院	1,737	1,492	1,314	1,412	1,679	1,803	15.7
	うち、SE・SA対象者	254	182	156	165	193	171	1.5
	うち、特定少年	...	...	33	628	793	806	7.0
	少年院退院	-	1	-	-	-	-	-
	少年院退院(特定1号)	...	...	-	-	3	2	0.0
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	...	...
指 数	総 数	72	72	68	66	63	61	...
	仮釈放	77	78	74	71	66	62	...
	少年院仮退院	51	44	39	42	50	53	...
	うち、SE・SA対象者	32	23	20	21	24	22	...

(注) 1 指数は小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した(以下同じ。)
2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。
3 「特定少年」は少年法第64条第1項第3号の規定により保護処分が付された者である(以下同じ。)

(2) 審理の終結人員（2表参照）

令和7年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は11,606人であり、前年に比べ411人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」という。）を受けた人員は10,826人（終結人員総数の93.3%）、許可しない旨の判断がされた人員は776人（同7.0%）、うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は382人（同3.3%）となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない（取下げなし）」人員の比率は3.4%となっている。

第2表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別		総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げ なし)」人員の比率 (%)
人 員	総 数	11,606	10,826	394	382	4	3.4
	仮釈放	9,806	9,037	392	373	4	4.0
	うち、一部猶予	505	489	5	11	—	1.0
	仮出場	—	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	1,798	1,787	2	9	—	0.1
	うち、SE・SA対象者	158	158	—	—	—	—
	うち、特定少年	805	799	1	5	—	0.1
	少年院退院	—	—	—	—	—	—
	少年院退院(特定1号)	2	2	—	—	—	—
	構 成 比 (%)						
（ ）	総 数	100.0	93.3	3.4	3.3	0.0	…
	仮釈放	100.0	92.2	4.0	3.8	0.0	…
	うち、一部猶予	100.0	96.8	1.0	2.2	—	…
	少年院仮退院	100.0	99.4	0.1	0.5	—	…
	うち、SE・SA対象者	100.0	100.0	—	—	—	…
	うち、特定少年	100.0	99.3	0.1	0.6	—	…
	少年院退院(特定1号)	100.0	100.0	—	—	—	…

（注） 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員／（許可決定人員＋許可しない人員）×100 により算出した（以下同じ。）。

(3) 許可決定人員の状況（2表参照）

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第3表のとおりである。許可決定人員総数は減少傾向にある。

第3表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別		令和2年	3	4	5	6	7	構成比(%)
人 員	総 数	12,946	12,638	12,037	11,792	11,164	10,826	100.0
	仮釈放	11,234	11,113	10,712	10,423	9,497	9,037	83.5
	うち、一部猶予	1,192	1,120	985	740	525	489	4.5
	仮出場	—	—	—	—	1	—	0.0
	少年院仮退院	1,712	1,524	1,325	1,369	1,663	1,787	16.5
	うち、SE・SA対象者	257	184	157	161	200	158	1.5
	うち、特定少年	…	…	23	578	794	799	7.4
	少年院退院	—	1	—	—	—	—	—
	少年院退院(特定1号)	…	…	0	—	3	2	0.0
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	…	…
指 数	総 数	100	98	93	91	86	84	…
	仮釈放	100	99	95	93	85	80	…
	少年院仮退院	100	89	77	80	97	104	…
	うち、SE・SA対象者	100	72	61	63	78	61	…

(4) 許可しない（取下げなし）人員の状況（2表参照）

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可しない（取下げなし）人員の推移は、第4表のとおりである。許可しない（取下げなし）人員は令和2年以降、増加傾向にあったが、令和5年以降減少傾向にある。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別		令和2年	3	4	5	6	7	構成比(%)
人 員	総 数	416	438	500	466	399	394	100.0
	仮釈放	416	437	499	465	396	392	99.5
	うち、一部猶予	4	8	5	5	4	5	1.3
	仮出場	－	－	1	－	－	－	－
	少年院仮退院	－	1	－	1	3	2	0.5
	うち、SE・SA対象者	－	－	－	－	－	－	－
	うち、特定少年	...	...	－	－	2	1	0.3
	少年院退院	－	－	－	－	－	－	－
	少年院退院(特定1号)	...	...	－	－	－	－	－
	婦人補導院仮退院	－	－	－	－	－	...	...
指 数	総 数	100	105	120	112	96	95	...
	仮釈放	100	105	120	112	95	94	...
	少年院仮退院	－	－	－	－	－	－	...

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。
令和7年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は3.4%（前年は3.3%）となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	令和2年	3	4	5	6	7
総 数	3.0	3.2	3.9	3.7	3.3	3.4
仮釈放	3.4	3.6	4.3	4.1	3.8	4.0
うち、一部猶予	0.3	0.7	0.5	0.7	0.7	1.0
少年院仮退院	－	0.1	－	0.1	0.2	0.1
うち、SE・SA対象者	－	－	－	－	－	－
うち、特定少年	...	...	－	－	0.2	0.1
少年院退院	－	－	－	－	－	－
少年院退院(特定1号)	...	...	－	－	－	－
婦人補導院仮退院	－	－	－	－	－	...

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況（19表、21表参照）

令和7年における仮釈放許可決定人員9,037人のうち、定期刑の執行を受けた者は9,022人であり、これらの執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に示したものが、第6表である。

総数を見ると、刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の99.4%となっている。

第 6 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総 数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上
人 員	総 数	9,022	－	58	1,521	4,144	3,299
	1年以内	784	－	3	72	347	362
	2年以内	3,225	－	32	737	1,585	871
	3年以内	2,799	－	12	522	1,361	904
	5年以内	1,572	－	4	172	683	713
	5年を超える	642	－	7	18	168	449
構 成 比 （ ％ ）	総 数	100.0	－	0.6	16.9	45.9	36.6
	1年以内	100.0	－	0.4	9.2	44.3	46.2
	2年以内	100.0	－	1.0	22.9	49.1	27.0
	3年以内	100.0	－	0.4	18.6	48.6	32.3
	5年以内	100.0	－	0.3	10.9	43.4	45.4
	5年を超える	100.0	－	1.1	2.8	26.2	69.9

（注） 19 表 参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近 6 年間の刑の執行率の構成比の推移は、第 7 表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69％以下）者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第 7 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	令和2年	3	4	5	6	7
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.0	0.0	0.0	0.0	－	－
60～69%	1.5	1.3	1.2	1.2	0.9	0.6
70～79%	19.0	18.9	18.9	17.3	17.6	16.9
80～89%	44.3	45.0	46.1	47.2	46.6	45.9
90%以上	35.1	34.7	33.8	34.3	34.8	36.6

（注） 19 表 参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近 6 年間の受刑在所期間別の推移は、第 8 表のとおりである。

第 8 表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年 次	総 数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
令和2年	14	1	1	1	－	1	－	－	－	－	10
3	8	－	－	－	1	－	－	－	－	－	7
4	6	－	1	－	－	－	－	－	－	－	5
5	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7
6	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2
7	5	1	－	－	－	－	－	－	－	－	4

（注） 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 21 表 参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理（23 表 参照）

令和 7 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知（仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。）の受理人員総数（前年繰越しを含む。）は 331 人（前年は 340 人）であり、その種別ごとの内訳（前年繰越しを含む。）は、仮釈放審理再開事由等通知が 293 人（同 300 人）、少年院仮退院審理再開事由等通知が 38 人（同 40 人）である。

審理を再開した人員は 323 人（前年は 315 人）、審理を再開しなかった人員は 5 人（同 15 人）であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は 2 人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は 129 人、許可しない旨の判断がされた人員は 179 人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結（25 表参照）

令和 7 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの。）の開始人員総数は 702 人（前年は 703 人）である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが 372 人（開始人員総数の 53.0%）、保護観察停止が 144 人（同 20.5%）、保護観察停止解除が 59 人（同 8.4%）、戻し収容が 2 人（同 0.3%）、特定少年の仮退院取消しが 1 人（同 0.1%）、少年院仮退院中の退院が 124 人（同 17.7%）となっている。

最近 6 年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第 9 表のとおりである。

第 9 表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		令和2年	3	4	5	6	7
人 員	総 数	1,070	805	779	757	703	702
	仮釈放取消し	508	379	360	408	367	372
	保護観察停止	207	137	146	132	162	144
	保護観察停止解除	84	46	59	54	65	59
	保護観察停止取消し	2	2	－	－	－	－
	不定期刑終了	－	－	－	－	－	－
	戻し収容	4	8	6	4	5	2
	少年院仮退院取消し	...	...	－	－	3	1
	退 院	185	146	124	82	101	124
	保護観察仮解除	79	84	83	71	...	...
指 数	保護観察仮解除取消し	1	3	1	6	...	...
	総 数	100	75	73	71	66	66
	仮釈放取消し	100	75	71	80	72	73
	保護観察停止	100	66	71	64	78	70
	保護観察停止解除	100	55	70	64	77	70
	戻し収容	100	200	150	100	125	50
	退 院	100	79	67	44	55	67

また、令和 7 年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は 692 人であり、前年に比べ 0.1%（1 人）増加している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが 671 人（終結人員総数の 97.0%）、理由なしとしたものが 21 人（同 3.0%）となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

令和7年において、全国の保護観察所でも取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は48,063人であり、このうち、当年開始人員は24,921人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は23,142人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は11,740人（開始人員の47.1%）、2号観察（少年院仮退院者）は1,766人（同7.1%）、3号観察（仮釈放者）は8,816人（同35.4%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は2,599人（同10.4%）となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は1,194人（1号観察開始人員の10.2%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は1,889人（同開始人員の16.1%）、特定1号の開始人員は4,828人（同開始人員の41.1%）、更生指導の開始人員は1,297人（同開始人員の11.1%）となっており、2号観察のうち、特定2号の開始人員は800人（2号観察開始人員の45.3%）、3号観察のうち、一部猶予の開始人員は475人（3号観察開始人員の5.4%）、4号観察のうち、一部猶予の開始人員は588人（4号観察開始人員の22.6%）、再保護観察付猶予の開始人員は2人（同開始人員の0.1%）となっている。

開始人員総数は減少傾向にあったが、令和7年は増加に転じて前年に比べ3.9%（943人）増加している。

なお、令和7年における交通短期及び更生指導を除く開始人員21,735人における女子の比率は、12.2%（2,656人）であり、近年10%前後で推移している。

第 10 表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成25年	26	27	28	29	30	令和元年	2
人 員 数	総 数	42,117	39,995	38,103	35,341	32,538	30,844	29,187	27,208
	1号観察	20,811	19,599	18,202	16,304	14,465	12,944	11,827	10,737
	うち、短期	2,995	2,871	2,480	2,031	1,839	1,582	1,370	1,335
	うち、交通短期	7,327	6,701	6,334	5,981	5,206	4,433	4,026	3,512
	うち、特定1号	…	…	…	…	…	…	…	…
	うち、更生指導	…	…	…	…	…	…	…	…
	2号観察	3,428	3,122	2,871	2,743	2,469	2,146	2,053	1,692
	うち、SE・SA対象者	757	697	601	477	420	362	315	236
	うち、特定2号	…	…	…	…	…	…	…	…
	3号観察	14,623	13,925	13,570	13,260	12,760	12,299	11,640	11,195
	うち、一部猶予	…	…	…	0	283	992	1,198	1,201
	4号観察	3,255	3,348	3,460	3,034	2,843	3,455	3,667	3,584
	うち、一部猶予	…	…	…	0	248	974	1,419	1,496
	5号観察	-	1	-	-	1	-	-	-
	総 数	100	95	90	84	77	73	69	65
指 数	1号観察	100	94	87	78	70	62	57	52
	うち、短期	100	96	83	68	61	53	46	45
	うち、交通短期	100	91	86	82	71	61	55	48
	2号観察	100	91	84	80	72	63	60	49
	うち、SE・SA対象者	100	92	79	63	55	48	42	31
	3号観察	100	95	93	91	87	84	80	77
	4号観察	100	103	106	93	87	106	113	110
種 別		3	4	5	6	7	構成比 (%)	男	女
人 員 数	総 数	25,623	23,998	24,237	23,978	24,921	100.0	19,079	2,656
	1号観察	9,932	9,110	10,082	10,731	11,740	47.1	7,609	945
	うち、短期	1,105	829	1,024	1,148	1,194	4.8	1,045	149
	うち、交通短期	3,416	1,997	1,542	1,781	1,889	7.6	…	…
	うち、特定1号	…	2,712	4,300	4,548	4,828	19.4	3,276	394
	うち、更生指導	…	1,140	1,506	1,335	1,297	5.2	…	…
	2号観察	1,560	1,359	1,327	1,630	1,766	7.1	1,606	160
	うち、SE・SA対象者	176	158	146	203	151	0.6	141	10
	うち、特定2号	…	18	519	783	800	3.2	747	53
	3号観察	10,830	10,636	10,211	9,448	8,816	35.4	7,674	1,142
	うち、一部猶予	1,090	1,001	743	554	475	1.9	406	69
	4号観察	3,301	2,893	2,617	2,169	2,599	10.4	2,190	409
	うち、一部猶予	1,325	1,233	935	673	588	2.4	501	87
	うち、再保護観察付猶予	…	…	…	…	2	0.0	2	0
	5号観察	-	-	-	-	…	…	…	…
指 数	総 数	61	57	58	57	59	…	…	…
	1号観察	48	44	48	52	56	…	…	…
	うち、短期	37	28	34	38	40	…	…	…
	うち、交通短期	47	27	21	24	26	…	…	…
	2号観察	46	40	39	48	52	…	…	…
	うち、SE・SA対象者	23	21	19	27	20	…	…	…
	3号観察	74	73	70	65	60	…	…	…
	4号観察	101	89	80	67	80	…	…	…

(注) 1 令和7年の男女の列において、総数、1号観察及び1号観察うち特定1号の行に、交通短期及び更生指導は含まれない。

2 3～7表参照

(2) 来日外国人の開始人員（24 表 参照）

令和 7 年における交通短期及び更生指導を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第 11 表のとおりである。

第 11 表 来日外国人の開始人員

種 別	総 数	1号観察							2号観察				3号観察			4号観察			
		計	一般	交通	短期	特定1号 (一般)	特定1号 (交通)	特定1号 (短期)	計	SE・SA 対象者以外		SE・SA対象者		計	全部実刑	一部猶予	計	一部猶予	全部猶予
										特定2号を除く	特定2号	特定2号を除く	特定2号						
開始人員の総数	21,735	8,554	3,384	687	813	2,380	909	381	1,766	875	740	91	60	8,816	8,341	475	2,599	588	2,011
来日外国人	556	127	52	10	12	36	11	6	37	24	12	1	0	381	379	2	11	2	9
来日外国人の割合(%)	2.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.2%	1.6%	2.1%	2.7%	1.6%	1.1%	0.0%	4.3%	4.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%

(3) 罪名・非行名（8～11 表 参照）

令和 7 年における交通短期及び更生指導を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第 12 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1 号観察では多い方から窃盗、傷害、道路交通法、2 号観察では窃盗、傷害、詐欺、3 号観察では窃盗、覚醒剤取締法、不同意わいせつ・不同意性交等、4 号観察では覚醒剤取締法、窃盗、傷害の順となっている。

第 12 表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総 数	8,554	100.0	(100.0)	1,766	100.0	(100.0)	8,816	100.0	(100.0)	2,599	100.0	(100.0)
刑法犯	6,312	73.8	(71.8)	1,433	81.1	(78.1)	5,793	65.7	(64.8)	1,468	56.5	(53.5)
不同意わいせつ・不同意性交等	364	4.3	(3.6)	113	6.4	(6.3)	329	3.7	(3.6)	185	7.1	(7.3)
殺人	3	0.0	(0.0)	12	0.7	(1.1)	76	0.9	(0.9)	24	0.9	(0.7)
傷害	1,512	17.7	(17.3)	387	21.9	(19.8)	266	3.0	(3.0)	207	8.0	(5.8)
業務上過失致死傷	400	4.7	(5.0)	37	2.1	(1.9)	146	1.7	(1.8)	48	1.8	(1.5)
窃盗	2,529	29.6	(27.5)	451	25.5	(25.7)	3,135	35.6	(35.0)	602	23.2	(22.4)
強盗	73	0.9	(0.7)	124	7.0	(5.5)	234	2.7	(3.0)	40	1.5	(1.4)
詐欺	232	2.7	(3.1)	142	8.0	(7.5)	1,066	12.1	(11.9)	62	2.4	(2.8)
恐喝	307	3.6	(3.0)	63	3.6	(4.2)	37	0.4	(0.3)	9	0.3	(0.3)
暴力行為等処罰に関する法律	79	0.9	(0.8)	7	0.4	(0.3)	19	0.2	(0.2)	11	0.4	(0.4)
その他	813	9.5	(10.8)	97	5.5	(5.8)	485	5.5	(5.2)	280	10.8	(10.8)
特別法犯	2,203	25.8	(27.9)	299	16.9	(20.2)	3,023	34.3	(35.2)	1,131	43.5	(46.5)
大麻取締法	185	2.2	(5.5)	121	6.9	(9.8)	202	2.3	(2.5)	83	3.2	(4.7)
麻薬及び向精神薬取締法(大麻関連)	285	1.3	…	9	0.5	…	3	0.0	…	71	2.7	…
麻薬及び向精神薬取締法(大麻関連除く)	109	1.7	…	44	2.5	…	81	0.9	…	55	2.1	…
覚醒剤取締法	28	0.3	(0.3)	39	2.2	(1.5)	2,222	25.2	(25.8)	763	29.4	(34.0)
道路交通法	1,225	14.3	(15.3)	63	3.6	(5.0)	288	3.3	(3.3)	62	2.4	(3.1)
毒物及び劇物取締法	－	－	0.0	－	－	(0.0)	11	0.1	(0.2)	3	0.1	(0.1)
その他	371	4.3	(6.8)	23	1.3	(3.9)	216	2.5	(3.5)	94	3.6	(4.6)
ぐ犯	39	0.5	(0.3)	31	1.8	(1.6)	…	…	…	…	…	…
施設送致申請	－	－	(－)	3	0.2	(0.1)	…	…	…	…	…	…

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」に不同意わいせつ・同致死傷及び不同意性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の（ ）内は、前年の構成比である。

(4) 保護観察期間（12 表 参照）

令和 7 年における交通短期及び更生指導を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第 13 表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、特定 1 号を除く 1 号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が 20 歳に達するまでであり、特定 1 号は 2 年間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3 号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであり、第 6 表のとおり刑の執行率も比較的高い者が多いことから、執行猶予期間が保護観察の期間となる 4 号観察の期間

等と比較して保護観察期間の短い者が多い。また、３号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

２号観察も、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間が満了するまで（特定２号は家庭裁判所が決定した期間が満了するまで、その他は通常２０歳に達するまで）であるため保護観察期間は一様ではない。

なお、ここでのいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置がとられることがある（第１６表以下を参照）。

第 13 表 開始人員の保護観察期間

種 別		総 数	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	5年を 超える	無 期
人	総 数	21,735	427	1,655	1,531	3,685	1,721	5,148	3,231	2,431	1,544	358	4
	1号観察	8,554	－	－	－	－	－	3,671	1,980	1,577	978	348	…
	うち、特定１号	3,670	－	－	－	－	－	3,670	…	…	…	…	…
	2号観察	1,766	4	11	9	24	253	818	400	166	72	9	…
	SE・SA対象者以外（特定２号除く）	875	1	3	3	11	37	338	273	140	60	9	…
	SE・SA対象者以外（特定２号）	740	3	8	6	13	210	413	87	…	…	…	…
	SE・SA対象者（特定２号除く）	91	－	－	－	－	－	18	35	26	12	－	…
	SE・SA対象者（特定２号）	60	－	－	－	－	6	49	5	…	…	…	…
	3号観察	8,816	423	1,644	1,522	3,661	1,458	101	2	－	－	1	4
	一部猶予	475	29	121	123	158	44	－	－	－	－	－	－
	入所度数	4,715	136	477	511	2,176	1,311	98	2	－	－	－	4
	初 度	1,288	81	364	312	469	60	2	－	－	－	－	－
	2 度	858	54	225	209	328	41	－	－	－	－	1	－
	3 度	1,955	152	578	490	688	46	1	－	－	－	－	－
	4度以上	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
構 成 比 (%)	不 詳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	4号観察	2,599	－	－	－	－	10	558	849	688	494	…	…
	一部猶予	588	－	－	－	－	9	524	51	2	2	…	…
	総 数	100.0	2.0	7.6	7.0	17.0	7.9	23.7	14.9	11.2	7.1	1.6	0.0
	1号観察	100.0	－	－	－	－	－	42.9	23.1	18.4	11.4	4.1	…
	うち、特定１号	100.0	－	－	－	－	－	100.0	…	…	…	…	…
	2号観察	100.0	0.2	0.6	0.5	1.4	14.3	46.3	22.7	9.4	4.1	0.5	…
	SE・SA対象者以外（特定２号除く）	100.0	0.1	0.3	0.3	1.3	4.2	38.6	31.2	16.0	6.9	1.0	…
	SE・SA対象者以外（特定２号）	100.0	0.4	1.1	0.8	1.8	28.4	55.8	11.8	…	…	…	…
	SE・SA対象者（特定２号除く）	100.0	－	－	－	－	－	19.8	38.5	28.6	13.2	－	…
	SE・SA対象者（特定２号）	100.0	－	－	－	－	10.0	81.7	8.3	…	…	…	…
	3号観察	100.0	4.8	18.6	17.3	41.5	16.5	1.1	0.0	－	－	0.0	0.0
	一部猶予	100.0	6.1	25.5	25.9	33.3	9.3	－	－	－	－	－	－
	入所度数	100.0	2.9	10.1	10.8	46.2	27.8	2.1	0.0	－	－	－	0.1
	初 度	100.0	6.3	28.3	24.2	36.4	4.7	0.2	－	－	－	－	－
	2 度	100.0	6.3	26.2	24.4	38.2	4.8	－	－	－	－	0.1	－
	3 度	100.0	7.8	29.6	25.1	35.2	2.4	0.1	－	－	－	－	－
	4度以上	100.0	－	－	－	－	0.4	21.5	32.7	26.5	19.0	…	…
	4号観察	100.0	－	－	－	－	0.4	21.5	32.7	26.5	19.0	…	…
	一部猶予	100.0	－	－	－	－	1.5	89.1	8.7	0.3	0.3	…	…

(5) 年 齢（20 表参照）

令和７年における交通短期及び更生指導を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第 14 表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、１号観察は 18・19 歳で 42.9％（前年は 45.2％）、２号観察は 18・19 歳で 43.5％（前年は 42.0％）、３号観察は 40～49 歳で 24.0％（前年は 24.1％）、４号観察は 40～49 歳で 21.0％（前年は 24.2％）となっている。

第 14 表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	8,554	100.0	(100.0)	1,766	100.0	(100.0)
15歳以下	1,326	15.5	(15.9)	83	4.7	(4.5)
16・17歳	3,557	41.6	(38.9)	478	27.1	(27.8)
18・19歳	3,671	42.9	(45.2)	769	43.5	(42.0)
20歳以上	-	-	(-)	436	24.7	(25.8)
年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	8,816	100.0	(100.0)	2,599	100.0	(100.0)
19歳以下	-	-	(-)	12	0.5	(0.4)
20～29歳	1,355	15.4	(15.7)	727	28.0	(23.2)
30～39歳	1,938	22.0	(21.4)	532	20.5	(20.7)
40～49歳	2,117	24.0	(24.1)	546	21.0	(24.2)
50～59歳	1,877	21.3	(21.0)	480	18.5	(19.2)
60歳以上	1,529	17.3	(17.8)	302	11.6	(12.2)

(注) 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等 (3～7表、26表参照)

令和7年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は23,836人である。種別ごとに見ると、1号観察が10,582人（終了人員総数の44.4%）、2号観察が1,441人（同6.0%）、3号観察が9,107人（同38.2%）、4号観察が2,706人（同11.4%）である。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は1,869人（1号観察終了人員の17.7%）、特定1号の終了人員は4,586人（同終了人員の43.3%）となっており、2号観察のうち、特定2号の終了人員は741人（2号観察終了人員の51.4%）、3号観察のうち、一部猶予の終了人員は、511人（3号観察終了人員の5.6%）、4号観察のうち、一部猶予の終了人員は、898人（4号観察終了人員の33.2%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は、第15表のとおりである。

第 15 表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成25年	26	27	28	29	30	令和元年
人 員 数	総 数	43,306	41,655	40,001	38,040	35,166	32,593	30,371
	1号観察	21,680	20,785	19,578	17,941	16,100	14,132	12,744
	うち、短期	3,168	2,929	2,804	2,306	1,898	1,768	1,473
	うち、交通短期	7,347	7,003	6,365	6,213	5,516	4,599	4,186
	うち、特定1号	...	...	...	...	...	...	...
	うち、更生指導	...	...	...	...	...	...	...
	2号観察	3,354	3,312	3,250	3,169	2,859	2,672	2,292
	うち、SE・SA対象者	858	827	762	680	575	478	401
	うち、特定2号	...	...	...	...	...	...	...
	3号観察	14,751	14,173	13,751	13,506	12,876	12,388	11,881
	うち、一部猶予	...	...	...	0	172	791	1 148
	4号観察	3,521	3,384	3,422	3,424	3,330	3,401	3,454
	うち、一部猶予	...	...	...	0	0	75	412
	5号観察	-	1	-	-	1	-	-
指 数	総 数	100	96	92	88	81	75	70
	1号観察	100	96	90	83	74	65	59
	うち、短期	100	92	89	73	60	56	46
	うち、交通短期	100	95	87	85	75	63	57
	2号観察	100	99	97	94	85	80	68
	うち、SE・SA対象者	100	96	89	79	67	56	47
	3号観察	100	96	93	92	87	84	81
	4号観察	100	96	97	97	95	97	98
種 別		令和2年	3	4	5	6	7	構成比(%)
人 員 数	総 数	28,339	27,687	26,136	23,738	23,840	23,836	100.0
	1号観察	11,154	11,182	9,787	8,949	9,781	10,582	44.4
	うち、短期	1,275	1,356	1,016	821	1,062	1,194	5.0
	うち、交通短期	3,495	3,612	2,594	1,536	1,671	1,869	7.8
	うち、特定1号	...	...	463	2,525	4,021	4,586	19.2
	うち、更生指導	...	...	627	1,508	1,398	1,297	5.4
	2号観察	2,144	1,808	1,677	1,156	1,067	1,441	6.0
	うち、SE・SA対象者	343	270	230	144	133	160	0.7
	うち、特定2号	...	...	0	35	413	741	3.1
	3号観察	11,437	10,874	10,868	10,348	9,834	9,107	38.2
	うち、一部猶予	1243	1,062	1,068	834	581	511	2.1
	4号観察	3,604	3,823	3,804	3,285	3,158	2,706	11.4
	うち、一部猶予	960	1404	1,485	1,254	1,210	898	3.8
	5号観察	-	-	-	-	-	...	...
指 数	総 数	65	64	60	55	55	55	...
	1号観察	51	52	45	41	45	49	...
	うち、短期	40	43	32	26	34	38	...
	うち、交通短期	48	49	35	21	23	25	...
	2号観察	64	54	50	34	32	43	...
	うち、SE・SA対象者	40	31	27	17	16	19	...
	3号観察	78	74	74	70	67	62	...
	4号観察	102	109	108	93	90	77	...

(注) 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由 (4表、26表参照)

最近7年間の交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

ア 1号観察

令和7年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は1,869人であり、そのうち1,852人(99.1%)が保護観察を解除されており、また、更生指導の終了人員は1,297人であり、そのうち1,240人(95.6%)が保護観察を解除されている。これは、交通短期及び更生指導が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常3、4か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

令和 7 年における交通短期及び更生指導を除く 1 号観察終了者 7,416 人の終了事由別内訳は、期間満了が 940 人(交通短期及び更生指導を除く 1 号観察終了者の 12.7%)、解除が 5,177 人(同 69.8%)、保護処分取消しが 1,285 人(同 17.3%)、その他(死亡等)が 14 人(同 0.2%)である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を終了するものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第 16 表 交通短期及び更生指導を除く 1 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	解 除	保護処分取消し	その他
人 員	令和2年	7,659	1,015	5,621	1,006	17
	3	7,570	1,003	5,629	926	12
	4	6,566	919	4,740	901	6
	5	5,905	903	4,050	940	12
	6	6,712	915	4,632	1,151	14
	7	7,416	940	5,177	1,285	14
指 数	令和2年	100	100	100	100	100
	3	99	99	100	92	71
	4	86	91	84	90	35
	5	77	89	72	93	71
	6	88	90	82	114	82
	7	97	93	92	128	82
構 成 比 (%) ()	令和2年	100.0	13.3	73.4	13.1	0.2
	3	100.0	13.2	74.4	12.2	0.2
	4	100.0	14.0	72.2	13.7	0.1
	5	100.0	15.3	68.6	15.9	0.2
	6	100.0	13.6	69.0	17.1	0.2
	7	100.0	12.7	69.8	17.3	0.2

(注) 26 表参照

イ 2 号観察

令和 7 年における 2 号観察終了者 1,441 人の終了事由別内訳は、期間満了が 1,096 人(2 号観察終了者の 76.1%)、退院が 108 人(同 7.5%)、戻し収容が 3 人(同 0.2%)、仮退院取消しが 1 人(同 0.1%)、保護処分取消しが 226 人(同 15.7%)、その他(死亡等)が 7 人(同 0.5%)である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を終了するものである。また、戻し収容とは、特定 2 号を除く 2 号観察対象者が保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものであり、仮退院取消しとは、特定 2 号が保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認めるときに、地方更生保護委員会が仮退院を取り消すものである。

第 17 表 2 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	退 院	戻し収容	仮退院 取消し	保護処分 取消し	その他
人 員	令和2年	2,144	1,645	196	3	…	295	5
	3	1,808	1,448	135	4	…	213	8
	4	1,677	1,354	131	3	－	184	5
	5	1,156	899	74	3	－	178	2
	6	1,067	790	83	2	2	188	2
	7	1,441	1,096	108	3	1	226	7
指 数	令和2年	100	100	100	100	…	100	100
	3	84	88	69	133	…	72	160
	4	78	82	67	100	…	62	100
	5	54	55	38	100	…	60	40
	6	50	48	42	67	…	64	40
	7	67	67	55	100	…	77	140
構 成 比 (%) ()	令和2年	100.0	76.7	9.1	0.1	…	13.8	0.2
	3	100.0	80.1	7.5	0.2	…	11.8	0.4
	4	100.0	80.7	7.8	0.2	…	11.0	0.3
	5	100.0	77.8	6.4	0.3	…	15.4	0.2
	6	100.0	74.0	7.8	0.2	0.1	17.6	0.2
	7	100.0	76.1	7.5	0.2	0.1	15.7	0.5

(注) 26 表参照

2 号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2 号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE・SA対象者以外		SE・SA対象者	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	1,281	100.0	160	100.0
期間満了	1,008	78.7	88	55.0
退 院	67	5.2	41	25.6
戻し収容	3	0.2	－	－
仮退院取消し	1	0.1	－	－
保護処分取消し	195	15.2	31	19.4
その他	7	0.5	－	－

(注) 26 表参照

ウ 3 号観察

令和 7 年における 3 号観察終了者 9,107 人の終了事由別内訳は、期間満了が 8,701 人（3 号観察終了者の 95.5％）、不定期刑終了が 0 人（同 0.0％）、仮釈放取消しが 358 人（同 3.9％）、停止中時効完成が 3 人（同 0.0％）、その他（死亡、恩赦等）が 45 人（同 0.5％）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたときや遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表 3 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	令和2年	11,437	10,913	－	492	2	30
	3	10,874	10,466	－	370	2	36
	4	10,868	10,466	－	356	4	42
	5	10,348	9,913	－	385	3	47
	6	9,834	9,444	－	352	4	34
	7	9,107	8,701	－	358	3	45
指 数	令和2年	100	100	－	100	100	100
	3	95	96	－	75	100	120
	4	95	96	－	72	200	140
	5	90	91	－	78	150	157
	6	86	87	－	72	200	113
	7	80	80	－	73	150	150
構 成 比 (%) ()	令和2年	100.0	95.4	－	4.3	0.0	0.3
	3	100.0	96.2	－	3.4	0.0	0.3
	4	100.0	96.3	－	3.3	0.0	0.4
	5	100.0	95.8	－	3.7	0.0	0.5
	6	100.0	96.0	－	3.6	0.0	0.3
	7	100.0	95.5	－	3.9	0.0	0.5

(注) 26 表参照

エ 4 号観察

令和 7 年における 4 号観察終了者 2,706 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,047 人（4 号観察終了者の 75.6%）、刑の執行猶予の取消しが 579 人（同 21.4%）、その他（死亡等）が 80 人（同 3.0%）である。

なお、刑の執行猶予の取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いとき（4 号観察のうち、一部猶予については、犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったとき）に、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。令和 7 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 579 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 463 人（刑の執行猶予の取消しによる終了人員の 80.0%）、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が 112 人（同 19.3%）、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 4 人（同 0.7%）である。

第 20 表 4 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	刑の執行猶 予の取消し	その他
人 員	令和2年	3,604	2,595	909	100
	3	3,823	2,803	921	99
	4	3,804	2,850	833	121
	5	3,285	2,457	719	109
	6	3,158	2,437	637	84
	7	2,706	2,047	579	80
指 数	令和2年	100	100	100	100
	3	106	108	101	99
	4	106	110	92	121
	5	91	95	79	109
	6	88	94	70	84
	7	75	79	64	80
構 成 比 (%) ()	令和2年	100.0	72.0	25.2	2.8
	3	100.0	73.3	24.1	2.6
	4	100.0	74.9	21.9	3.2
	5	100.0	74.8	21.9	3.3
	6	100.0	77.2	20.2	2.7
	7	100.0	75.6	21.4	3.0

(注) 26 表参照

3 保護観察の係属（3～7表参照）

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成25年	26	27	28	29	30	令和元年
人 員	総 数	39,652	37,990	36,098	33,395	30,773	29,019	27,830
	1号観察	18,663	17,480	16,107	14,465	12,834	11,644	10,724
	うち、短期	1,855	1,797	1,473	1,196	1,138	950	848
	うち、交通短期	2,470	2,168	2,137	1,905	1,597	1,431	1,271
	うち、特定1号	…	…	…	…	…	…	…
	うち、更生指導	…	…	…	…	…	…	…
	2号観察	4,645	4,454	4,077	3,650	3,262	2,736	2,496
	うち、SE・SA対象者	1,343	1,211	1,052	851	699	582	497
	うち、特定2号	…	…	…	…	…	…	…
	3号観察	5,614	5,364	5,184	4,937	4,822	4,733	4,492
	うち、一部猶予	…	…	…	—	111	312	362
	4号観察	10,730	10,692	10,730	10,343	9,855	9,906	10,118
	うち、一部猶予	…	…	…	—	248	1,146	2,150
	5号観察	—	—	—	—	—	—	—
指 数	総 数	100	96	91	84	78	73	70
	1号観察	100	94	86	78	69	62	57
	うち、短期	100	97	79	64	61	51	46
	うち、交通短期	100	88	87	77	65	58	51
	2号観察	100	96	88	79	70	59	54
	うち、SE・SA対象者	100	90	78	63	52	43	37
	3号観察	100	96	92	88	86	84	80
	4号観察	100	100	100	96	92	92	94

種 別		2	3	4	5	6	7	構成比(%)
人 員	総 数	26,705	24,643	22,503	23,004	23,142	24,225	100.0
	1号観察	10,312	9,060	8,380	9,515	10,466	11,620	48.0
	うち、短期	908	657	470	673	759	759	3.1
	うち、交通短期	1,288	1,092	494	500	610	629	2.6
	うち、特定1号	…	…	2,247	4,022	4,551	4,788	19.8
	うち、更生指導	…	…	513	511	448	448	1.8
	2号観察	2,044	1,797	1,477	1,650	2,212	2,538	10.5
	うち、SE・SA対象者	391	298	225	227	297	288	1.2
	うち、特定2号	…	…	18	502	872	931	3.8
	3号観察	4,251	4,207	3,975	3,837	3,451	3,161	13.0
	うち、一部猶予	320	348	281	190	163	127	0.5
	4号観察	10,098	9,579	8,671	8,002	7,013	6,906	28.5
	うち、一部猶予	2,688	2,608	2,359	2,040	1,503	1,193	4.9
	5号観察	—	—	—	—	—	…	…
指 数	総 数	67	62	57	58	58	61	…
	1号観察	55	49	45	51	56	62	…
	うち、短期	49	35	25	36	41	41	…
	うち、交通短期	52	44	20	20	25	25	…
	2号観察	44	39	32	36	48	55	…
	うち、SE・SA対象者	29	22	17	17	22	21	…
	3号観察	76	75	71	68	61	56	…
	4号観察	94	89	81	75	65	64	…

(2) 保護観察中の者の状態別人員

令和7年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第22表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、保護観察所の長が、その者について、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに、保護観察を仮に解除するものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護

観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了するのに対し、3号観察は、法に基づき、保護観察中に所在不明となったときに、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続するためである。

第 22 表 令和 7 年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別		総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	24,225	4.7	23,337	1	94	204	589
	1号観察	11,620	11.0	11,350	1	...	47	222
	2号観察	2,538	14.7	2,438	...	...	33	67
	3号観察	3,161	-8.4	3,024	...	...	81	56
	4号観察	6,906	-1.5	6,525	...	94	43	244
構 成 比 (%)	総 数	100.0	...	96.3	0.0	0.4	0.8	2.4
	1号観察	100.0	...	97.7	0.0	...	0.4	1.9
	2号観察	100.0	...	96.1	...	...	1.3	2.6
	3号観察	100.0	...	95.7	...	...	2.6	1.8
	4号観察	100.0	...	94.5	...	1.4	0.6	3.5

4 保護観察中の犯罪・非行（31表、44表参照）

令和7年における交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第23表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、2号観察が22.2%（前年は25.2%）、4号観察が22.1%（同20.9%）、1号観察が20.6%（同20.5%）、3号観察が0.2%（同0.3%）の順となっている。

保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者について、種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院に送致された者が55.9%、再び1号観察に付された者が33.9%、罰金に処せられた者が3.7%、2号観察では再び少年院に送致された者が65.3%、1号観察に付された者が12.5%、3号観察では拘禁刑（令和7年5月31日以前は懲役又は禁錮）の全部実刑に処せられた者はなし、罰金に処せられた者が47.6%、4号観察では拘禁刑（令和7年5月31日以前は懲役又は禁錮）の全部実刑に処せられた者が78.6%、罰金に処せられた者が9.0%となっている。

第 23 表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別		保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者										再処分率 (B) — ×100 (A)
			計 (B)	拘禁刑・懲役・禁錮			少年院 送 致	1号 観 察	罰 金	拘留 ・ 科 料	起訴 猶 予	その他	
				全部実刑	一部猶予	全部猶予							
人 員	総 数	20,670	2,468	501	7	91	1,064	558	145	7	93	2	11.9
	1号観察	7,416	1,530	21	—	59	855	518	56	3	16	2	20.6
	2号観察	1,441	320	11	—	30	209	40	25	—	5	—	22.2
	3号観察	9,107	21	—	—	—	…	…	10	1	10	—	0.2
	4号観察	2,706	597	469	7	2	…	…	54	3	62	—	22.1
構 成 比 (%)	総 数	…	100.0	20.3	0.3	3.7	43.1	22.6	5.9	0.3	3.8	0.1	…
	1号観察	…	100.0	1.4	—	3.9	55.9	33.9	3.7	0.2	1.0	0.1	…
	2号観察	…	100.0	3.4	—	9.4	65.3	12.5	7.8	—	1.6	—	…
	3号観察	…	100.0	—	—	—	…	…	47.6	4.8	47.6	—	…
	4号観察	…	100.0	78.6	1.2	0.3	…	…	9.0	0.5	10.4	—	…

（注） 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 44表参照

令和 7 年における交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第 24 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1 号観察では、ぐ犯（34.6％）、窃盗（29.7％）、恐喝（24.8％）、2 号観察では、暴力行為等処罰に関する法律（50.0％）、ぐ犯（35.3％）、覚醒剤取締法（31.0％）の順で再処分率が高くなっている。3 号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4 号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、毒物及び劇物取締法（60.0％）、暴力行為等処罰に関する法律（40.0％）、窃盗（30.1％）の順で再処分率が高くなっている。

第 24 表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	7,416	20.6	1,441	22.2	9,107	0.2	2,706	22.1
刑法犯	5,265	22.8	1,087	23.3	5,966	0.3	1,346	25.8
不同意わいせつ・不同意性交等	250	8.8	84	9.5	336	－	140	12.1
殺人	3	－	14	7.1	83	2.4	13	7.7
傷害	1,251	23.1	288	26.4	249	0.8	142	26.1
業務上過失致死傷	373	8.6	32	21.9	151	0.7	42	9.5
窃盗	2,009	29.7	376	27.4	3,216	0.2	615	30.1
強盗	49	12.2	60	26.7	285	0.7	40	27.5
詐欺	225	18.7	105	19.0	1,126	0.1	92	21.7
恐喝	238	24.8	46	21.7	30	－	19	21.1
暴力行為等処罰に関する法律	51	23.5	8	50.0	25	－	10	40.0
その他	816	17.5	74	10.8	465	0.4	233	27.5
特別法犯	2,125	15.1	316	17.1	3,141	0.2	1,360	18.4
大麻取締法	482	14.3	155	16.1	212	－	120	17.5
麻薬及び向精神薬取締法(大麻関連)	2	100.0	－	－	－	－	－	－
麻薬及び向精神薬取締法(大麻関連除く)	47	12.8	32	12.5	76	1.3	34	17.6
覚醒剤取締法	25	16.0	29	31.0	2,319	0.1	1,009	17.1
道路交通法	1,095	16.6	72	18.1	301	0.3	89	21.3
毒物及び劇物取締法	－	－	1	－	16	－	5	60.0
その他	474	12.0	27	11.1	217	－	103	27.2
ぐ犯	26	34.6	34	35.3	...	...	...	...
施設送致申請	－	－	4	－	...	...	...	...

- (注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。
- 2 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ・同致死傷及び不同意性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を、それぞれ含む。

5 生活環境の調整の実施状況（55～57 表参照）

令和 7 年において、全国の保護観察所で取り扱った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第 25 表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理、地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者又は要調整事項等通知書の送付を受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は 29,821 人であり、前年に比べ 37 人（0.1％）減少している。内訳を見ると、受刑者が 26,967 人で 337 人（1.2％）減少し、少年院在院者は 2,854 人で 300 人（11.7％）増加している。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は 29,297 人であり、前年に比べ 878 人（2.9％）減少している。内訳を見ると、受刑者が 26,714 人で前年に比べ 1,064 人（3.8％）減少し、少年院在院者は 2,583 人で前年に比べ 186 人（7.8％）増加している。

また、少年院における SE・SA 対象者と SE・SA 対象者以外との間の移行が 0 人であり、更生保護法第 83 条に基づく 4 号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が 22 人、同じく更生保護法第

83 条の 2 に基づく勾留中の被疑者であって検察官が罪を犯したと認めたものに対する生活環境の調整の開始人員が 401 人、少年法第 24 条第 2 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 187 人、同じく少年法第 64 条第 5 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 135 人である。

第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から繰越し	開 始 等					終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	要調整 事項等 通知書	SE・SA対象者又は SE・SA対象者以外 から移行	総 数	終 了	SE・SA対象者又は SE・SA対象者以外 に移行	
総 数	34,212	29,821	29,234	15	572	—	29,297	29,297	—	34,736
受 刑 者	32,383	26,967	26,416	15	536	…	26,714	26,714	…	32,636
少 年 院 在 院 者	1,829	2,854	2,818	—	36	—	2,583	2,583	—	2,100

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員（58 表参照）

令和 7 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 7,435 人であり、前年に比べ 85 人（1.1％）減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が 4,731 人（前年比 262 人（5.2％）減）、刑の執行猶予が 1,069 人（同 108 人（11.2％）増）、起訴猶予・処分保留が 872 人（同 22 人（2.6％）増）、罰金・科料が 386 人（同 36 人（10.3％）増）、労役場出場者・仮出場者が 165 人（同 5 人（2.9％）減）、少年院退院者・仮退院者が 17 人（同 7 人（29.2％）減）となっており、収容中に更生緊急保護を申し出た受刑者等が 195 人、少年院在院者が 0 人となっている。

(2) 自庁保護の実施状況（60 表参照）

最近 6 年間の自庁保護実施人員（全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員）の推移は、第 26 表のとおりである。

令和 7 年において、自庁保護実施人員の総数は 7,549 人であり、前年に比べ 812 人（9.7％）減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が 3,496 人（実施人員総数の 46.3％）で前年に比べ 484 人（12.2％）減少しており、更生緊急保護が 4,053 人（実施人員総数の 53.7％）で前年に比べ 328 人（7.5％）減少している。

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

種 別		令和2年	3	4	5	6	7	構成比(%)
人 員	総 数	10,460	9,901	9,690	9,313	8,361	7,549	100.0
	補導援護・応急の救護	4,883	4,839	4,700	4,291	3,980	3,496	46.3
	更生緊急保護	5,577	5,062	4,990	5,022	4,381	4,053	53.7
指 数	総 数	100	95	93	89	80	72	…
	補導援護・応急の救護	100	99	96	88	82	72	…
	更生緊急保護	100	91	89	90	79	73	…

（注） 令和 5 年 1 1 月以前は 1 回の認定に基づき 2 以上の措置を実施したときでも 1 人として計上している。同年 1 2 月以降、同一月に同一人に対して 2 以上の措置を実施した場合でも 1 人として計上（ただし、更生緊急保護が終了した月に再度開始した場合にあっては、それぞれを別人員として計上。）している。

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 23 人（前年比 4 人（14.8％）減）、食事給与が 245 人（同 40 人（19.5％）減）、衣料給与が 1,304 人（同 141 人（12.1％）増）、医療援助が 6 人（同 6 人（50.0％）減）、旅費給与が 215 人（同 7 人（3.4％）増）、通所・訪問型保護事業を営む者へのあっせんが 1,818 人（同 39 人（2.2％）増）となっている。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況（61 表、67 表、69 表参照）

最近 6 年間の委託保護実施人員の推移は、第 27 表のとおりである。

令和 7 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の実施人員の総数は 9,267 人であり、前年に比べ 422 人（4.4%）減少している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は 1,804 人（総数の 19.5%）であり、令和 7 年に新たに開始した人員は 7,463 人（同 80.5%）である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 5,980 人、それ以外への委託が 1,483 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 3,295 人、更生緊急保護が 2,685 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 428 人、更生緊急保護が 1,055 人である。

また、令和 7 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は 7,736 人で、前年に比べ 149 人（1.9%）減少している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 6,219 人、それ以外への委託が 1,517 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 3,436 人、更生緊急保護が 2,783 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 416 人、更生緊急保護が 1,101 人である。

第 27 表 委託保護実施人員の推移

種 別		令和2年	3	4	5	6	7	構成比(%)
人 員	総 数	10,822	10,397	10,160	9,864	9,689	9,267	100.0
	補導援護・応急の救護	6,227	6,009	5,880	5,363	5,087	4,749	51.2
	更生緊急保護	4,595	4,388	4,280	4,501	4,602	4,518	48.8
指 数	総 数	100	96	94	91	90	86	...
	補導援護・応急の救護	100	96	94	86	82	76	...
	更生緊急保護	100	95	93	98	100	98	...

（注） 61 表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,884 人の区分別の宿泊保護日数は、第 28 表のとおりである。

第 28 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分		総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内
人 員	総 数	3,884	356	233	424	322	557	466	1,526
	刑の執行終了者	2,255	222	131	202	213	353	317	817
	刑の執行猶予者	715	47	42	156	47	84	65	274
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者・処分保留者	591	57	36	49	39	71	51	288
	罰金受刑者・科料受刑者	252	23	18	13	18	44	22	114
	労役場出場者・仮出場者	62	7	6	4	3	3	10	29
	少年院退院者・仮退院者	9	-	-	-	2	2	1	4
構 成 比 (%) ()	総 数	100.0	9.2	6.0	10.9	8.3	14.3	12.0	39.3
	刑の執行終了者	100.0	9.8	5.8	9.0	9.4	15.7	14.1	36.2
	刑の執行猶予者	100.0	6.6	5.9	21.8	6.6	11.7	9.1	38.3
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者・処分保留者	100.0	9.6	6.1	8.3	6.6	12.0	8.6	48.7
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	9.1	7.1	5.2	7.1	17.5	8.7	45.2
	労役場出場者・仮出場者	100.0	11.3	9.7	6.5	4.8	4.8	16.1	46.8
	少年院退院者・仮退院者	100.0	-	-	-	22.2	22.2	11.1	44.4

（注） 69 表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,884 人の入所事由は第 29 表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の 82.9%、次に、親族が引受けを拒否が 7.8%、親族と同居を望ますが 6.8%の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総 数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
人 員	総 数	3,884	3,218	302	263	47	54
	刑の執行終了者	2,255	1,902	141	161	23	28
	刑の執行猶予者	715	549	83	54	12	17
	うち、一部猶予者	－	－	－	－	－	－
	起訴猶予者・処分保留者	591	500	43	36	7	5
	罰金受刑者・科料受刑者	252	205	31	9	4	3
	労役場出場者・仮出場者	62	57	3	1	－	1
	少年院退院者・仮退院者	9	5	1	2	1	－
構 成 比 (%)	総 数	100.0	82.9	7.8	6.8	1.2	1.4
	刑の執行終了者	100.0	84.3	6.3	7.1	1.0	1.2
	刑の執行猶予者	100.0	76.8	11.6	7.6	1.7	2.4
	うち、一部猶予者	－	－	－	－	－	－
	起訴猶予者・処分保留者	100.0	84.6	7.3	6.1	1.2	0.8
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	81.3	12.3	3.6	1.6	1.2
	労役場出場者・仮出場者	100.0	91.9	4.8	1.6	－	1.6
	少年院退院者・仮退院者	100.0	55.6	11.1	22.2	11.1	－

(注) 67 表 参照

令和 7 年末現在委託保護中の人員の総数は 1,531 人で、前年に比べ 273 人 (15.1%) 減少しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 1,248 人、それ以外への委託が 283 人となっている。また、更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 780 人 (構成比 62.5%)、更生緊急保護が 468 人 (同 37.5%) となっている。

7 刑執行終了者等に対する援助及び更生保護に関する地域援助

(1) 刑執行終了者等に対する援助 (71 表 参照)

令和 7 年において、全国の保護観察所で、刑執行終了者等に対する援助を開始した人員は 51 人で、前年に比べ 10 人 (16.4%) 減少しており、終了した人員は 45 人であり、前年に比べ 7 人 (18.4%) 増加している。開始した人員の内訳を見ると、刑の執行終了が 46 人 (前年比 8 人 (14.8%) 減) 刑の執行免除が 0 人 (前年比 0 人 増減なし)、実刑部分執行終了 (刑の一部執行猶予) が 4 人 (同比 3 人 (300%) 増)、少年院退院・仮退院期間満了が 1 人 (前年比 5 人 (83.3%) 減) となっている。

援助の措置別人員は、その他情報提供・助言等が 129 人、依存症回復訓練等が 97 人、就労支援が 45 人の順で多くなっており、依存症回復訓練等は、前年に比べ 69 人 (246.4%) 増加した。

(2) 更生保護に関する地域援助 (72 表 参照)

令和 7 年において、全国の保護観察所で、更生保護に関する地域援助をした件数の総数は 4,269 件であり、その内訳は、支援対象者等に対する援助が 1,757 件 (構成比 41.2%)、関係機関等に対する援助が 2,512 件 (同 58.8%) である。

支援対象者等に対する援助の措置別件数の内訳をみると、住居確保支援が 243 人 (前年比 116 人 (91.3%) 増)、就労支援が 336 人 (同比 128 人 (61.5%) 増)、就学支援が 12 人 (同比 2 人 (20%) 増)、医療に関する支援が 104 人 (同比 67 人 (181.1%) 増)、福祉・保健に関する支援が 190 人 (同比 95 人 (100%) 増)、依存症回復訓練等が 342 人 (同比 188 人 (122.1%) 増)、その他情報提供・助言等が 530 人 (前年比 90 人 (20.5%) 増) となっている。

また、関係機関等に対する援助の様態別件数・参加人員の内訳をみると、個別事案が 242 人 (同比 1 人 (0.04%) 増) 研修・講演会・事例検討会等の件数が 168 人 (同比 45 人 (36.6%) 増)、参加人員が 6,051 人 (同比 1,864 (同比 44.5%) 増)、広報活動等への協力の件数が 22 人 (同比 3 人 (15.8%) 増)、参加人員が 422 人 (同比 179 人 (29.8%) 減)、連携のための協議等の件数が 167 人 (同比 51 人 (44.0%) 増)、参加人員が 2,316 人 (同比 1,629 人 (237.1%) 増) となっている。

8 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況（73～75表参照）

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第19条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、最近5年間の処理状況の推移は、第30表から第32表までのとおりである。

第30表 生活環境調査事件（医療観察法第33条第1項の申立てに係るものに限る。）の処理状況の推移

年次	開始件数	終結件数	年末現在係属件数
令和3年	307	307	76
4	283	313	46
5	274	252	68
6	262	274	56
7	253	251	58

第31表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年次	開始件数	終結件数	年末現在係属件数
令和3年	249	226	816
4	259	241	834
5	201	257	778
6	239	233	784
7	210	229	765

（注） 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第32表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年次	開始件数	終結件数	年末現在係属件数
令和3年	211	231	556
4	227	199	584
5	232	207	609
6	211	222	598
7	213	221	590

（注） 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員（Ⅲ 恩赦（以下記載を省略。）の 1 表参照）

令和 7 年において、常時恩赦の受理人員総数は 55 人で、前年に比べ 5 人（8.3％）減少している。受理人員の内訳は、第 33 表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が 32 人、新受人員が 23 人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが 9 人（前年 14 人）、刑事施設からが 10 人（同 9 人）、検察庁からが 4 人（同 2 人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第 33 表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	55	-8.3	100.0
旧 受	32	-8.6	58.2
新 受	23	-8.0	41.8
保護観察所	9	-35.7	16.4
刑 事 施 設	10	11.1	18.2
検 察 庁	4	100.0	7.3

2 常時恩赦の既済状況（1 表参照）

令和 7 年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第 34 表のとおりである。

既済人員の総数は 29 人で、前年に比べると 1 人（3.6％）増加している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が 7 人（既済人員総数の 24.1％）、恩赦不相当が 22 人（同 75.9％）となっている。

第 34 表 常時恩赦の既済状況

上申庁		総 数	相 当					不相当	その他
			計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権		
人 員	総 数	29	7	-	-	1	6	22	-
	保護観察所	13	5	-	-	-	5	8	-
	刑 事 施 設	10	-	-	-	-	-	10	-
	検 察 庁	6	2	-	-	1	1	4	-
構 成 比 (%)	総 数	100.0	24.1	-	-	3.4	20.7	75.9	-
	保護観察所	100.0	38.5	-	-	-	38.5	61.5	-
	刑 事 施 設	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
	検 察 庁	100.0	33.3	-	-	16.7	16.7	66.7	-